

2011年5月27日

**「国民生活センターのあり方見直し」について**社団法人消費者関連専門家会議  
理事長 滝田 章

このたび、消費者庁と国民生活センターによるタスクフォースにおいて議論されている標記案件について、先般発表された中間整理内容に関し、事業者の中で消費者関連業務に携わる担当者の団体である当会議を代表して以下のとおり意見を申し述べます。

## 記

**1. 消費者と事業者の信頼関係再構築に向けて**

- (1) 長く我が国において失われている消費者と事業者の信頼関係を、健全で成熟したあるべき姿に再構築するためには、それぞれの前進的、建設的な努力は無論のこと、行政等の有機的、効果的な支援が何にも増して不可欠なものといえる。
- (2) この度の協議、検討に至る背景にはさまざまな判断や意図が織り込まれていることは十分に理解できるところであり、それらを踏まえ、協議結果をより建設的なものとするためには、達成すべき方向性について各方面において十分に理解、共有化されることが必要である。
- (3) 事業者として望む方向性とは、消費者と事業者が互いに信頼しあい、感謝しあうような健全な消費社会の建設であり、それを支える十分な社会基盤が整備、確立されることである。

**2. 行政に期待すること**

- (1) 過去10年余、我が国におけるさまざまな企業不祥事や、悪質商法の横行などにより消費生活における混乱が続く中で、消費者関連の法整備が進み、また行政組織が新たに構築されるなど消費者問題に関する社会環境変化は大きく進展を遂げてきている。
- (2) かかる状況の中で、消費者にとっても、あるいは事業者にとっても最も頼りとし、期待、信頼するものは行政である。個々の事業者が多くの消費者の信頼を失っている現在、率先してそのような閉塞状況を打破していく役割、使命を行政各機関が負っているものといえる。
- (3) 消費者問題に関わる行政機関の中でも特に消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの持つ権限、情報、影響力などは国民にとってかけがえのない財産であり、それらが後退することなく、むしろより一層の協力体制を構築することにより、我が国の消費社会発展に資することが望まれる。

### 3. 国民生活センターのあり方について

- (1) 現在、協議、検討されている国民生活センターのあり方について、結果として実現する消費者行政の機能の拡大、レベルの向上こそが期待されるところであり、その観点から考え方、意見を発信して行きたい。
- (2) 消費者庁、消費者委員会、国民生活センターにはそれぞれ固有の権限、機能、行動実態があり、それらが有機的に、効果的に相乗効果として我が国の消費者行政の強化につながることを期待する。
- (3) 一元化、あるいは独立形態の維持にせよ、それぞれの局面においてメリット、デメリットが想定され、また、今回の一連の議論のなかで明らかになったそれぞれの問題点などについて今後、改善に向けた取り組みを行なう必要があることが多くの国民が知ることになった意義は大きい。どのような形態であれ、現状の延長では済まされないとの社会認識が生まれたことを関係者として深く心にとどめることを望む。

以 上